

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年11月29日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

工事（委託業務）番号	第24-41370-0232号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 下部工の完成予定時期をご教示願います。</p> <p>2. 国道114号に平行している電線は移設するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 現地において、空間線量率で推定された年間積算線量は20ミリシーベルト以下でしょうか。現在どのくらいの線量でしょうか。</p> <p>4. 750t吊クローラクレーン搬出時に除染の費用を求められた場合、設計変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>5. 採用単価表 T9761 養生マットはどの製品の単価を参照されているのでしょうか。</p> <p>6. 採用単価表 F2100 成形目地材 5×35 はどの製品の単価を参照されているのでしょうか。</p> <p>7. 総括情報表の単価適用日が「06.09.15」となっておりますが、物価資料の採用月は10月号となっております。本工事で採用している建設物価と積算資料は10月号という解釈で間違いないでしょうか。ご教示願います。</p> <p>8. 養生マットについて、採用単価表の該当ページには複数の種類が掲載されております。当初想定されている材料の品名、規格をご教示願います。</p> <p>9. 成形目地材（5mm×35mm）について、採用単価表の該当ページには複数の種類が掲載されております。当初想定されている材料の品名、規格をご教示願います。</p> <p>10. 本工事費内訳書の等辺山形鋼 SS400 50×50×6（F0340）と40×40×3（F0350）について、採用単価表（県単）との記載がございますが、採用単価表には物価資料の採用と記載されております。県単と物価資料のどちらを採用されているのでしょうか。ご教示願います。</p>	

<ol style="list-style-type: none"> 11. 採用単価表のクローラクレーン賃料 (F8000) について、4 週 8 休補正との記載がございますが、採用値 740,600 円に 4 週 8 休補正の係数 (1.04) を掛けた金額を採用されているのでしょうか。それとも 740,600 円が 4 週 8 休補正を含んだ金額となっているのでしょうか。ご教示願います。 12. かしめ加工 (F2205) の採用単価について、Web 建設物価のかしめ加工 (袋ナット、パッキン付) を採用されているのでしょうか。ご教示願います。 13. 下部工完成予定時期はいつ頃になりますでしょうか。ご教示願います。 14. 上部工現場着手時期についてご教示願います。 15. 現場施工時は渇水期施工等の制限はありますか。ご教示願います。 16. 鋼材、購入品の等の納期が長期化した場合には納期の延伸は可能でしょうか。ご教示願います。 17. ベント基礎の施工に際し、施工箇所 (河川内) への重機等の搬入は可能でしょうか。ご教示願います。 18. 上部工架設前に対岸へのアクセスが可能な道路の有無についてご教示願います。 19. クレーンヤードに架空線が位置していますが、移設は可能でしょうか。ご教示願います。 20. 現地地耐力が不足していた場合、地盤改良や敷鉄板等の対策は変更協議可能でしょうか。ご教示願います。
<p>回 答 事 項</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 7 年 1 1 月末を予定しています。(下部工竣工時期) 2. 架設に支障となる電線は移設が完了しています。 3. 近傍モニタリングポストでの線量は、おおよそ $0.66 \mu\text{Sv/h}$ であるため、年間積算線量は 20 ミリシーベルト以下と推定されます。 4. 福島県土木部「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき協議に応じます。 5. 「エービーイーマット 1 号 : 1.0m(2.0m) × 30m × 10mm」の単価を採用しています。 6. 「ボンドテープ 5mm × 35mm」の単価を採用しています。 7. 貴見のとおりです。

8. 「エービーイーマット1号：1.0m(2.0)m×30m×10mm」の単価を採用しています。
9. 「ボンドテープ 5mm×35mm」の単価を採用しています。
10. 「採用単価表（物価）」が正しいです。訂正しました。
11. 4週8休補正を含む単価です。
12. 貴見のとおりです。
13. 令和7年9月末を予定しています。（橋座面測量可能時期）
14. 令和7年11月末を予定しています。（下部工竣工時期）
15. 湧水期施工を予定しています。
16. 福島県土木部「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき協議に応じます。
17. 「(仮称)1号橋架設計画図(参考図)」のとおりA2橋台背後からのクレーン施工を計画しており、基礎部掘削は下部工施工時に位置だし掘削を計画しています。また、河川は、右岸下流より進入が可能です。
18. 国道114号矢具野トンネル浪江町側抗口、矢具野大橋浪江町側町道よりアクセスが可能ではありますが、帰還困難区域であることから、浪江町からの通行許可を得る必要があります。
19. 架設に支障となる電線は移設が完了しています。
20. 共通架設費率に含まれる一般的な敷鉄板以外は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。